

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和元年5月1日 15時30分ごろ
発生場所	三重県南伊勢町古和浦港 古和浦港A防波堤灯台から真方位017° 150m付近 (概位 北緯34° 15.3′ 東経136° 27.8′)
事故の概要	漁船第一孝丸は、係留中、火災が発生した。
事故調査の経過	令和元年5月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第一孝丸、2.56トン
船舶番号、船舶所有者等	ME3-49094（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	操舵室等に焼損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、岸壁に係留中、船長が、電線をバッテリー端子に接続して船内に給電した後、令和元年5月1日09時00分ごろ下船して帰宅したところ、15時30分ごろ、付近の通行人により操舵スタンド付近に煙が出ているのを発見され、119番通報された。</p> <p>船長及び船長の親族は、自宅で休憩中、消防車のサイレンを聞き、同漁港に駆けつけたところ、本船が燃えているのを認め、火災の発生を知った。</p> <p>本船は、間もなく駆けつけた消防署の消火活動により、16時40分ごろ鎮火した。</p> <p>消防本部は、操舵スタンド下方の機関室に備えたバッテリー2個を直列に接続した電線がバッテリー端子から外れ、船体と接触して短絡し、周囲の可燃物（油及びほこり等）に引火したと判定した。</p>
分析	本船は、係留中、操舵スタンド下の機関室内にある2つのバッテリーを接続した電線がバッテリー端子から外れ、船体と接触して短絡したことから、周囲の可燃物に引火し、出火したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、係留中、操舵スタンド下の機関室内にある2つのバッテリーを接続した電線がバッテリー端子から外れ、船体と接触して短絡したため、周囲の可燃物に引火し、出火したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船を無人の状態にする際は、バッテリー端子から電線を確実に外し、また、電線をバッテリー端子に接続する際は、確実に接続すること。 |
|--|--|